

令和7年度 第4回岩手地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時

令和7年8月28日(木) 午前10時～午後1時10分

2 場 所

盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

3 出席者

(公益代表委員)植村委員、郷右近委員、近藤委員、齋藤委員、横山委員

(労働者代表委員)小林委員、佐々木委員、藤本委員、山田委員

(欠席委員:小菅委員)

(使用者代表委員)工藤委員、瀬川委員、藤田委員、松川委員、宗形委員

(事務局)白石労働局長、小川労働基準部長、高橋賃金室長、小田島賃金室長補佐
鈴木賃金室員

4 議 事

- (1) 岩手県最低賃金専門部会における審議結果について
- (2) 岩手県最低賃金の改正決定について(金額審議、採決及び答申)
- (3) 特定(産業別)最低賃金決定の必要性の有無について(諮問)
- (4) 特別小委員会の設置及び委員の推薦について
- (5) その他

5 議事内容

議事に入る前に、事務局から、本日の審議会は定足数を満たしており、有効に成立していることが報告された(最低賃金審議会令第5条2項「審議会の成立」)。

次に、齋藤会長から、議事録署名人に労働者代表委員から藤本委員、使用者代表委員から松川委員が指名された(岩手地方最低賃金審議会運営規程第7条1項「議事録署名人の指名」)。

(全ての議事を「公開審議」とした)

- (1) 岩手県最低賃金専門部会における審議結果について
- (2) 岩手県最低賃金の改正決定について(金額審議、採決及び答申)

○齋藤会長

それでは、議題に入ります。議題(1)「岩手県最低賃金専門部会における審議結果について」及び議題(2)「岩手県最低賃金の改正決定について(金額審議、採決及び答申)」を一括で行います。

専門部会の審議結果について、近藤部会長から御報告をお願いします。

○近藤部会長

専門部会は、8月7日から8月27日までに5回開催し、労働者側3人、使用者側2人の参考人意見聴取を含め審議を重ねて参りましたが、労使の主張の隔たりが解消されるに至らず、双方からの申出により公益委員案を提示し、採決により審議結果報告

が取りまとめられたものです。

審議結果報告につきましては、写しを配付させていただいておりますので、ポイント部分を読み上げ説明とさせていただきます。

(近藤部会長の指示により、事務局が「審議結果報告」を代読した。)

○事務局 室長補佐

委員の皆様のみ配付しております岩手県最低賃金の改正決定に関する報告書を御覧ください。

まず、金額審議に当たっての労働者側及び使用者側の基本的な考え方の概要を御説明します。労働者代表委員からは、2020年代に全国加重平均1,500円の達成に向け、向こう5年間で到達を見据えた引上げの実現、県外への人材流出を防ぐため隣県を意識しつつ格差解消を踏まえ審議を行う方針としていること、県内の中小企業・小規模事業者では原材料、仕入れ価格の上昇、人件費の増加、従業員の確保、設備不足・老朽化が大きな課題となっていることから、国に対し人件費を含めた価格転嫁支援策の強化を要請すること、3要素を基に審議していくこととなるが、岩手の物価は高い位置で推移し最低賃金近傍で働く方々が安定した生活を送るため、最低賃金引上げの期待感が日増しに高まっていること、地域間格差を踏まえ岩手の将来を見据えた審議が必要であること、などの主張がありました。

使用者代表委員からは、地域経済を支えている中小企業・小規模事業者の賃上げが極めて重要であり、人材確保等を理由とする防衛的な賃上げではなく、業績改善を伴う前向きな賃上げの動きを広げていく必要があること、あくまでも最低賃金法の枠組みの中で議論すべきであること、仮に3要素によらない隣県との最低賃金額の差を過度に意識し、実態を踏まえない引上げが行われれば、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の経営に深刻な影響を与えることが懸念されること、最低賃金の決定は3要素を考慮することが基本で、今年度の審議においても法定3要素を総合的に表している賃金改定状況調査結果における賃金上昇率を最も重視する考えであること、最低賃金をはじめ、賃金引上げを継続的に実施できる環境整備を一層推進する必要があること、などの主張がありました。

その後、第5回まで金額審議を重ねましたが労使の意見は一致に至らず、公益委員案及び見解を示し採決しました。それでは、公益委員見解を読み上げます。

【公益委員見解】

今年度は、急激な物価高、生計費の上昇が看過できない状況であることを鑑み、次のとおり公益委員案を提示した。

賃金の状況は、令和7年賃金改定状況調査結果第4表 によれば、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率、Cランク男女計で3.0%となっているが、令和7年最低賃金に関する基礎調査結果総括表(県最賃適用業種、就業形態全て)を令和6年の当調査特性値と比較すると、時間当たり平均賃金額で3.7%(1,281円から1,328円)、中位数で4.5%(1,108円から1,158円)、最低賃金に起因する第1四分位数では6.5%(939円から1,000円)となっており、常用労働者30人未満を雇用する事業所を対象と

した調査で、岩手県の賃金上昇率は全国平均を上回っている。また、令和6年毎月勤労統計調査結果（事業所規模30人以上の調査産業結果）においても、岩手県の所定内給与額は、東北では、宮城、福島、山形に次いで4番目となっている。

労働者の生計費は、消費者物価地域差指数の推移（都道府県下全域）によれば、2024年の岩手県の指数は、Cランク平均を1.13ポイント上回っており（岩手100、Cランク平均98.87）、一月当たりの消費支出額の推移（総世帯のうち勤労者世帯）でも、岩手県の等価消費支出額はCランクで最も高く、全国平均を17,436円上回っている。

通常の事業の賃金支払能力については、トランプ関税の影響、日銀の政策金利の動きなど、経済に与える不透明感は懸念されるところではあるが、各種経済指標により総合的に判断すると、全国的な景気は緩やかな回復基調が続くとの見立てとなっており、資本金1,000万円未満の中小企業の企業収益は堅調であり、雇用状況（求人）も好調なことから、完全失業率の推移を見ても、2024年の全国の完全失業率は2.5%であり、岩手県の完全失業率は2.4%となっており、2025年4月から3月も全国平均を下回っていることから、岩手県の経済活動の底堅さがうかがえる。

今年度のCランクの目安額64円は、率にして6.7%の引上げ率となっているが、これは、令和7年最低賃金に関する基礎調査の第1四分位数の賃金上昇率6.5%とほぼ同水準となっている。

また、公益委員が今年度の改定で最も重要視する岩手県の物価高は、消費者物価地域差指数（都道府県下全域）でCランクの平均を1.17ポイント上回っており、生計費の上昇は、等価消費支出額でCランクの中で最も高くなっていることなどに加え、全国47都道府県の下位に位置する本県の最低賃金は、全国加重平均との差103円、率にして10.8%の乖離があり、近年Cランクの各県において、その格差是正が特に意識されており、本県においてもこの格差を縮小、是正していく努力が必要である。

これらの要素を総合的に勘案して、本年度の岩手県最低賃金は1,031円、率にして8.3%、79円の引上げを公益委員案として提示する。

また、最低賃金は労働者がセーフティネットとして機能する必要があるとあり、発効日は最短である法定発効が望ましいところであるが、使用者側委員からの「大幅な引上げを行うのであれば、相応の準備期間が必要である」との主張も理解できることから、発効日は令和7年12月1日を公益委員案として提示する。

○齋藤会長

専門部会の審議結果について事務局の代読による報告がございました。専門部会委員の皆様には連日そして長時間にわたり真摯な審議を尽くしていただきまして、本当にお疲れさまでございました。それでは、専門部会の審議結果について、委員の皆様から質問、意見がございましたら御発言をお願いします。

○藤田委員

使用者側の藤田でございます。まず事務局に主にお伺いいたしますが、この部会の改正決定に関する報告書の中では、別添のとおり慎重に調査審議を重ねた結果、結論に達したので報告するという書き方をしており、昨日の専門部会の採決は、賛成5、

反対ゼロ、使用者側退席3と明記してありますが、なぜ報告書には採決結果の記述がないのかお尋ねします。

○齋藤会長

審議結果報告の記述についてのお尋ねかと思えます。事務局からお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○事務局 労働基準部長

慎重な審議を重ねた結果というのは、5回という審議回数を重ねて、十分な時間審議したことに尽きるということと、御指摘の賛成、反対、退席の人数等々を含めて別紙1に含まれているということなので、特に深い意味はございません。

○齋藤会長

藤田委員いかがでしょうか。

○藤田委員

確認ですけれども、別紙1のどこに書いているのですか。

○事務局 労働基準部長

審議結果のところですよ。審議結果のところ、採決状況とかも含めているので、そこで足りるのかという判断でございます。

○藤田委員

さらに確認ですが、この報告書の中では、今おっしゃった審議結果はきちんと入ってオープンにされるのですね。

○事務局 労働基準部長

報告書は別紙1と別紙2なので、採決を含む審議結果まで入らないのかという御指摘だと思いますが、結論に達した部分の記載をしている形でございます。

○齋藤会長

これまでの例に倣って記載したということですが、藤田委員どうぞ。

○藤田委員

これまでの内容が適切か不適切な部分もあったかということは議論しなければならないと思いますが、今の審議から離れるのであえてここでいたしません、これからは意見です。

今回の専門部会の結論は、公益委員案を使用者側は退席して、労働者側3人と公益2人を入れて採決した経緯でございます。専門部会における公益委員案は先ほど事務局からお話があったとおりではありますが、全く理論的な根拠が薄く、賃金の状況であるとか、生計費であるとか、賃金支払能力、都合のいい数字を持ってきて、最終的には何と8.3%上げるという数字はどこにも出てきません。中央最低賃金審議会の公益委員見解にも疑問を呈している論理構成に、さらに岩手の公益委員見解はこれに追随するような形で、最終的には秋田県と同じ1,031円、8.3%、79円の引上げという結論の公益委員案、地域間格差のみとは言いませんがそれを重視した結果で、1,031円の根拠、8.3%の根拠は全くない。もう一度、これについては強調させていただきたいと思えます。過度な隣県への競争心、過度に隣県へ競争をあおる若しくは促進するような

見解としか言いようがありません。ゆえに私は、この専門部会の意見、報告書の結論については明確に反対させていただきます。

○齋藤会長

使用者側から公益委員見解に対して意見が出されたところでございます。

専門部会において回数を重ね様々議論がなされましたが、金額の差がなかなか縮まらず、労使双方から公益判断を求める要請がございましたので、公益委員が苦渋の決断をして示させていただいたところでございますので、御理解いただければと思いますが、使用者側から御意見がございました。その他ございませんでしょうか。

○瀬川委員

2つほど質問させていただきます。

まず、前回審議会で事務局に依頼しました中央最低賃金審議会の目安額の根拠について、膨大な資料を提示されましたが分からないところだらけだということで、厚生労働省に確認して専門部会で説明するお話だったと思いますが、それに関して、専門部会できちんと説明されたのかということが一点。

もう一点ですが、これは一昨年全国の地方最低賃金審議会が相当もめにもめて、かなりの都道府県で採決をボイコットする、退席する事例が発生し、それを受けて当時の岸田総理それから厚生労働大臣は、昨年度の審議の冒頭に審議を尽くすという約束で、昨年度は私の記憶で退席があったのは秋田県だけと記憶しております。その点、昨年度は相当審議が尽くされたとは私は思っておりますが、今回岩手県は専門部会で退席がありまして、果たして専門部会では審議が尽くされたと考えていらっしゃるのかどうか、全ての専門部会委員にお伺いしたいと思えます。

○齋藤会長

瀬川委員の質問の1点目は、前回の審議会で話した中央最低賃金審議会の目安額の根拠が曖昧な部分について、専門部会で説明したのかについては事務局にお願いしたいと思えます。

それから2点目は、一昨年各県で退席が多かったので昨年は審議を尽くすということで減っているが、今年の専門部会は審議が尽くされたのか、これは公益委員に伺いたいということですか。

○瀬川委員

そうです。全員に伺いたいです。

○齋藤会長

それでは、1点目事務局お願いします。

○事務局 賃金室長

前回審議会での目安額根拠に関する御質問につきましては、厚生労働省に確認し専門部会で報告させていただいております。また、資料の追加オーダーにつきましても、御提供できない資料もございましたが、できる限り対応させていただきました。

○齋藤会長

部会では口頭で説明しない部分もあるかもしれませんが、資料としては様々用意を

して提出させていただいたということですが、これについていかがですか。

○瀬川委員

そうすると、専門部会ではＣランク目安額の64円の根拠に納得したかは別として、理解したかという点についても、審議が尽くされたかどうかと併せて全専門部会委員から聞きたいと思います。

○齋藤会長

専門部会委員の方々、小菅委員は欠席ですから8名ですがよろしいでしょうか。

私から先ほども申し上げましたが、通例専門部会は4回のところ5回重ね、しかも長時間にわたり真摯に議論いただきました。そうした中で、労使の考え方を十分お聞きしながら、全会一致を目指して歩み寄りの努力を労使双方に求め、差が30円を切るころまで近づきましたがそれ以上は難しいということで、労使双方から公益委員に判断を示すよう申出がありましたので、公益委員として苦渋の決断を示さざるを得なかったところでございますので、御理解いただきたいと思ひますし、中央最低賃金審議会で示された目安額については、中央の公労使でこれも例年の回数を大幅に超えた審議をされ、使用者側もある程度理解したというコメントも見ておりますので、基本的には、物価上昇、長引く物価高騰を重視した結論に至り、物価高騰の幾つかのデータのどれか1つということではなく、それら幾つかを総合して6.7という数字が出ておりますが、中央最低賃金審議会の報告書によりますと、地方の審議会においては目安額等の公益見解を十分参酌した上で、地域のデータを活用するなどしながら自主性を発揮していただきたいということですから、その趣旨に沿って本県の専門部会を進めて参ったということでございます。

○近藤委員

専門部会長を務めました近藤でございます。齋藤会長から御説明があったように、目安額は当然意識はするものの、最低賃金法の趣旨に則って地方には地方の事情がありますので、法定3要素である生計費、賃金、そして通常の賃金支払能力を加味した上で、会長がおっしゃられたように、通常4回のところ今回は5回、そして金額提示も9回という議論をしております。

特に公益委員サイドとしましては、昨今本県にとって大きな課題となっております人材の定着であるとか、人口流出問題であるとか、生産性向上の問題であるとか、価格転嫁の問題というところを重点的に議論させていただいて、その中で今回は答申に政府に対する要望を強くしていくことも労使で合意しております。

したがって、専門部会長の立場としては、十分な議論がなされたものと判断をしております。

○齋藤会長

それでは、植村委員をお願いします。

○植村委員

私も今回の審議に当たっては、使用者側からもありましたとおり、出発点から経済政策の色合いが強いという議論がなされましたが、セーフティーネットとして機能し

ている専門部会を担保するためには、最低賃金近傍で働く方たちの生活をどう維持していくかというところに論点を戻しながら、原点に立ち返って3要素に基づき審議を重ねたと思っております。

金額について労使双方から歩み寄りをいただきましたが、残念ながら合意に至らず公益委員案となりましたが、審議は尽くされたと認識しております。

○齋藤会長

労使の順にお伺いしたいと思います。労働者側の佐々木委員お願いします。

○佐々木委員

専門部会委員としてのコメントということですが、私どもとしては、公益委員の皆さんに専門部会でお力添えいただいた結果と想っているところです。

労働者側の立場から考えると、1つ目は最低賃金近傍で働く方々が安心して暮らすことができる最低賃金を確保しなければならないこと、2つ目の課題に若年層の県外流出に歯止めをかけるというのがあります。3つ目に人材確保ができる最低賃金の改正、4つ目に物価上昇に耐え得る改正となることで、将来の岩手を見据えた議論を尽くしてきたつもりでございます。

また、労働局が準備した資料と私どもが作成した資料も提示させていただきながら、議論は尽くされたものと捉えております。本来であればもう一段の引上げが欲しいところではありましたが、公益委員判断に委ねた訳ですから、それは私どもとすれば支持していきたいというところでございます。

○齋藤会長

それでは、山田委員お願いします。

○山田委員

公益委員の皆さん、それと労働者側の佐々木委員からの内容のとおりですので、重ねての報告は控えさせていただきますが、労働者側としても、3要素である生計費、物価上昇と地域の実態を踏まえて議論させていただいた中、なかなか金額の差が縮まらないこともあって、最終的には公益委員案の提示を労働者側使用者側双方でお願いしたということですから、そういう意味では十分に議論されたと認識していることを報告させていただきます。

○齋藤会長

使用者側に移らせていただきたいと思います。藤田委員お願いします。

○藤田委員

簡潔にお答えいたします。

1点目ですね、審議を尽くしたかというのは、慎重な審議を進めた中で、労使間の提示額の差が縮まらず、最後は私どもは5円引上げる提示をして、労働者側からこれ以上無理ですという話もあり、83円と48円の35円の差で公益委員に委ねたというのが私の認識でございます。審議を尽くしたかということについては、専門部会の中での議論もありましたが、見方の違い、見解の相違、元々の発想の相違で議論がかみ合わなかったというのもあると思います。

ちなみに、人口流出の問題と最低賃金の問題は、私どもは違うと考えてございまして、これは一つの例でございますが、それを言っても議論は進まないということも踏まえて、今のような結論に達したと考えてございます。

2点目の中央最低賃金審議会の目安については、私どもは一貫して変だ、おかしいと主張してございます。中央最低賃金審議会の公益委員見解を是としたことは一回もございません。3.9とか、4.2とか、6.7とか、いろんなCPIの数字を持ってきていますが、結局は総合的に勘案すると6%を基準だということで、何ら論理の一貫性がない。事務局にそれを確認したところ、足し算、掛け算、割り算ではなく、総合的に判断したという訳の分からない答えだと私は認識しております。

ゆえに中央最低賃金審議会の目安の見解については否定的に考え、私どもは採用すべきではないという主張を一貫して繰り返したということでございます。

○齋藤会長

それでは、松川委員をお願いします。

○松川委員

1点目の慎重な審議が尽くされたかという点に関しては、長時間にわたり労使が公益委員の調整を受けながら、藤田委員からもあったとおり、特に人口流出に関しては全く違う認識、色々な公的論文等を読みましても繋がりが無いものや意見の相違はありましたが、そこは考え方や立場の違いであり、審議は尽くされたかと思いますが、最終的なところの8.3%、79円、目安プラス15円というのは、全く審議の継続の上になったものではなく、要は秋田、隣県を意識したものとしか考えられません。

基盤がしっかりした組合である連合も、春は労使交渉の末、岩手県でも5%台の結果が出ていますが、どこから8.3%という数字が出てくるのか全く理解できません。

罰則付き強制法規の最低賃金について、ぜひ報道機関の方も含めて正しく認識していただきたい。特に最下位であるとか、隣県との差を強調して報道されるのは全くナンセンスです。全くインテリジェンスに欠けている。金持ち喧嘩せずという言葉があります。岩手県は金持ちではないけれども同じ土俵に立って、隣県を意識し過ぎた土俵に立つ必要は全くありません。ただ、岩手県内は、何度も言ってきましたが、県北と沿岸があって、その格差がある訳です。そこを意識しなければならないのに、隣の県ばかり考えている。影響率は1,030円だと平均で34%、沿岸・県北ですと40%なのです。そういうことを果たして考えたのかということ非常に強く感じます。

○齋藤会長

それでは、宗形委員をお願いします。

○宗形委員

藤田委員、松川委員がお話しされたことに尽きますが、中小企業団体という立場から申し上げさせていただきますと、法定3要素のうち企業の支払能力の点で、大企業を含めた全体的な数値を中心に議論がなされ、経済基盤の弱い中小企業・小規模事業者の経営実態が十分に反映されていないのではなかったかと感じますし、松川委員からもありましたが、沿岸・県北、それから中山間地域、そういった経済基盤の弱い地

域と盛岡以南の北上川流域との格差是正、そういう点の議論が不足していたのではないかと感じました。

○齋藤会長

瀬川委員どうぞ。

○瀬川委員

専門部会の皆さんにはお考えを伺いましてありがとうございました。

私の質問は非常に簡単だったのです。中央最低賃金審議会の目安額がきちんと理解できましたかという質問と、それから議論が尽くされたかという、この2点だけを聞いたのに長々説明をいただいたと思っています。

それはそれとして、まず我々使用者側委員3人は、議論が尽くされていないという話し、それから、報告書を見ると、確かに経緯として労使が揃って公益委員案の提示を求めたというところまでは理解できました。

では、公益委員が提示した案の根拠なり説明なりを受けて、労使がそれを理解した上で議論し採決に至ったのか、もう一点追加で聞きたいと思います。

○齋藤会長

それでは、部会長の近藤委員お願いします。

○近藤委員

先ほどの瀬川委員の御主張と、松川委員の御発言もありましたが、決して隣県、特に秋田県の金額を意識したということはありません。ただし、地域格差の是正、これは中央最低賃金審議会の目安額の文書にもありましたが、地域格差の是正は意識しております。その地域格差の是正というのが、CランクとA、Bの格差是正ということと、Cランクの中での格差是正を意識して公益委員案を作りました。

したがって、公益見解にもありましたように、生計費を重視しつつ、かつ、岩手県の経済の実態、あと支払能力等、特にここは宗形委員から沿岸と内陸部では違うのではないかという趣旨の御発言もございましたが、県レベルでの統計資料を基に、賃金支払能力は東北の中でも低くはない、生産活動を見ても低くはない、加えて地域間格差の是正を総合的に勘案した数字として、79円を提示させていただいたということです。これはマスコミの方々にもお伝えしたいのですが、我々としても隣県、特に秋田県を意識して公益委員案を作成していないということです。

今回審議の中で、通常ですと金額と発効日の公益委員案を提示をした後、公益見解を述べて採決に至るということですが、部会の議論の中で、金額と発効日と行政機関に対する要望の3点をまとめて総合的に判断していきたいというのは、労使双方も合意していたと解釈しております。

金額と発効日の議論がなかなか埋まらなかった中で、答申における行政機関の要望を先に議論させていただき、そこについては労使の合意を経た上で、金額と発効日を採決した形となっております。公益委員見解は労使双方に納得いただけていない部分は当然あるかと思いますが、きちんとその意図も含めお伝えしたと認識しています。

○齋藤会長

では、瀬川委員どうぞ。

○瀬川委員

皆様の話を聞いて、専門部会の経緯等々大分見えてきましたが、正直言って、公益委員案に関して審議が尽くされたのかという点は甚だ疑問です。

ここから意見です。中央最低賃金審議会の目安額Cランクが64円、その根拠も事務局から説明があり、追加資料もあって、64円について議論をした、理解したと。それが何で79円になるのか全く理解できない。

その79円の根拠の報告がありますが、再三使用者委員の皆さんがおっしゃっていますが、全く理解できない数字だと。どこから8.何%が出てくるのだと。これは、あまりにもひど過ぎる。言っては悪いですが、岩手の最低賃金審議会に傷を残さずだろうと受け止めています。

私は7月に県内8か所で9回の地方懇談会を行いまして、内閣の骨太方針、それから中小企業・小規模事業者の賃上げ支援5か年計画に基づいて議論しましたが、ほとんどの企業は昨年を上回る最低賃金であればもう無理だ、これ以上の賃上げは無理だとおっしゃっています。また、最低賃金に罰則規定がありますよねという話をすると、あとは人を削減するしかない、こういう意見が経営者の皆さんからほぼほぼ出るので。宮古でも、大船渡でも、釜石でも、そういう状況なのです。だから、有効求人倍率云々よりも、まず今いる人をどうやって減らして最低賃金を守るかという経営者が相当数出てくる。

それから、パートの年収の壁問題が未だに解決されない状況で、これから年末になるとパートの方々の時間調整が始まるのです。年末の書き入れ時にパートさんがいない状況が、特に小売サービス業で出てくるのです。こういった時にこれだけ最低賃金が上がる、それも発効日が12月1日ですか。まさに年末商戦の始まりの時に79円上げる。これは中小企業だけでなく、市民生活にも大きな影響を及ぼすものだと私は思います。一体どれだけの企業が血を流せば済むのだというような金額。

それから、使用者側から言えば、審議が尽くされていない専門部会で決められたものをこの審議会で決めると言われても、納得することはできません。

○齋藤会長

使用者側から御意見をいただきましたが、使用者側の御意見、主張は専門部会でもたくさんいただいたところでございます。それも踏まえて様々議論したところでございますが、労働者側は今の使用者側の意見、主張に対して、繰り返しになるかもしれませんが、何か受け止めがありましたらお願いします。

○佐々木委員

私どもの受け止めは、使用者側は使用者側の考えを持っていることでありますし、労働者側は労働者側としての主張がございますので、そこはうまく合わないところはあると思っておりますが、ただ私どもが感じるのは、この審議会は岩手県全体を見た中で判断しなければならないことがまずあるということです。山田委員からも聞きましたが、年末にかけて年収の壁があって調整しなければならない方が多くなることは、

もう二、三年前から始まっていることであって、その問題を解決できないということは果たしてどうなのかと。労働組合がある会社は改善してきているところは多くございますので、誤解を招かないようにしていただきたいと思っています。

○瀬川委員

中小企業の話をしているんだよ。大手じゃなく。

○佐々木委員

大手ではないですよ。それは私どもの意見として言わせていただきたいというところでございます。

○齋藤会長

発効日の件についても労使それぞれ意見を出していただいて、判断させていただいたものでございますので、その点も付け加えさせていただきたいと思います。

○工藤委員

私も専門部会の委員ではありませんが、専門部会の皆さんには連日真摯な御議論をいただいて本当にお疲れさまでした。

それが真摯な議論の結果、審議が尽くされたかどうか論点かと思いますが、中央最低賃金審議会の目安の考え方について、専門部会で説明されたということですが、私も委員として理解が必要ですので教えていただきたいと思います。

それから、先ほど瀬川委員からは反対の趣旨の御意見があったと思いますが、公益委員見解は使用者側としてかなり厳しい内容と受け止めておりますし、まずは理解をした上でどうなのか判断が必要と思っております。

最低賃金あるいは賃上げはある程度は必要と使用者側も考えているところですが、企業実態を踏まえない賃上げ、最低賃金の引上げは、地域経済へ深刻な影響を与え、雇用の創出等にも悪影響があり得るので、慎重に議論をいただいて進める必要があると考えております。

そこで、率直に公益委員見解について御質問したいのですが、金額と発効日の考え方は記載されたとおりではあるのですが、なかなか理解できません。賃金について4.5%、6.5%とがありますし、賃金支払能力についてCランク6.5%という説明があった上で、最後に1,031円、8.3%、79円の引上げにどうしてなるのか説明をお聞きすることはできないでしょうか。それが分からないと、どう判断したらいいかということもあろうかと思えますし、あるいはこのまま決まった場合、決まった金額は全ての企業が遵守することになると思えますので、いずれ私たちが理解できないものは、企業経営者も理解できない。理解できないものを遵守してくださいということとはできないと考えますので、改めてどうしてこういう金額になるのか、しっかりとした客観的なデータに基づき、納得できる説明をお願いします。

○齋藤会長

2つございましたが、目安についての説明をもう一度していただきたいということが1点目、そうですね。

○工藤委員

この場でなくてもいいです。

○齋藤会長

そうですか。では、それにつきましては割愛させていただき、公益委員見解の考え方について、部会長の近藤委員お願いいたします。

○近藤委員

瀬川委員、工藤委員からの御質問に対して、部会長の立場でお答えさせていただきたいと思います。

専門部会報告書に公益委員見解がございますが、我々としては法定3要素である生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力の3つを検討したということになります。当然のことながら、賃金支払能力につきましても公益委員見解にあるように、岩手県の経済状況、これは宗形委員がおっしゃられた地域内格差は十分承知しておりますが、佐々木委員がおっしゃられたように県全体の統計資料から判断した時、十分経済は好調で企業収益も堅調であることから、支払能力があると判断をいたしております。

この法定3要素の中で、とりわけ今回の公益委員見解は生計費を重視したということになります。生計費を重視した上で、さらにCランクとA、Bとの格差、そしてCランクの中での地域間格差を勘案した上で公益委員見解を出したことが、金額の根拠になっているという形になります。

先ほども述べさせていただいたように、専門部会では金額だけの議論をした訳では決してありません。金額と発効日それと行政機関に対する要望、この3点を総合的に議論してきたと解釈しております。

ここで重要になってくるのが、先ほど瀬川委員、工藤委員から御質問がありました発効日の問題になるかと思えます。これは、皆さん御承知のとおり、秋田県が80円プラス発効日が3月31日、群馬県の引上げ額は忘れましたが発効日は3月1日という形で、大幅に引き上げた県で発効日を遅らせるのは明確な事実としてあります。

公益委員としましては、先ほど植村委員がおっしゃられたように、また瀬川委員が従前からおっしゃられているように、最低賃金は経済対策でなく、あくまでも社会保障政策の一環であり、特に最低賃金引上げは生計費に関わることを重要視しなければならないと考えます。したがって、できる限り一日も早く最低賃金を引上げ、特に物価が上昇しておりますので、最低賃金近傍で働く労働者の皆さんの生計を維持していく必要があるという社会保障制度の意味合いも兼ねますから、できるだけ早く発効するのが原則と我々は解釈しておりますので、発効日が3月というのは、岩手県の公益代表委員としまして最低賃金の趣旨に反すると解釈しており、発効日を後ろ倒しすることは容認できないという議論から、公益委員見解を作成しました。

とはいいいながら、大幅な最低賃金の引上げであれば、事業所の皆様方は資金的準備の期間が必要という主張が使用者側から出ましたので、我々としても勘案しなければならないと考え、今回は法定発効ではなく12月1日の指定発効とした形になっており、金額だけではなく発効日も加味し議論したことを御理解いただきたいと思います。

さらには、松川委員がおっしゃられたようにセーフティーネットとする最低賃金の

要素を加味すれば、できるだけ早く発効したい。しかしながら、大幅な引上げは事業所の皆さんの資金繰りにも非常に大きな影響を及ぼします。これは、従来から藤田委員がおっしゃられた最低賃金倒産が起きる可能性があり得ると、できるだけ防ぐ観点からもある程度の準備期間は設けざるを得ないという苦渋の決断であることを御理解いただきたいと思います。

○工藤委員

御回答ありがとうございます。御回答はいただきましたが、質問の趣旨のまず金額について、CランクとA、Bランクとの格差が課題でこういう金額になったところが分からないといいますが、格差が課題というのは中央最低賃金審議会でも示していることは認識していますが、私としては、例えば中央と地方の格差については、地方への生産性向上支援を拡充させて賃上げが可能な環境にした上で引き上げることが本来だと思いますが、最低賃金を先に引き上げて格差を縮めるというのはいかがかと思えます。CランクとA、Bとの格差が課題ということの数字で言うと、3%、4%、6%というところから急に8%になる。要は、格差は課題でしょうけれども、どのくらいが支払能力は大丈夫かというところがポイントかと思えます。先ほど近藤委員がおっしゃった、あまりにも厳しいと最低賃金倒産が出るおそれがあるところをよく見極める必要があるかと思えますので、どう見極めてこういう数字になるのか改めて教えていただきたいと思います。

それからもう一つ、発効日は瀬川委員から話がありました年収の壁問題もあって、12月はかえって厳しい時期ではないか。3月まで発効を遅らせるのは制度の趣旨に反するところを踏まえたということですが、どのように考えられて12月1日がいいと判断されたのか、改めて教えていただきたいと思います。

○齋藤会長

それでは、近藤部会長お願いします。

○近藤委員

1点目の地域格差について繰り返しますが、宗形委員がおっしゃられたように県内において地域格差があることは十分承知しておりますが、一方では、北上周辺の内陸部を中心に有効求人倍率も全国平均を上回るくらいであるとか、求人給与額も東京並みの額を出されているところが多い中においては、相応の引上げ額が必要ということも考えております。加えて、生計費等を含めて勘案したというのが御回答になるかということです。

発効日につきましても繰り返しますが、年収の壁は社会保障制度の枠内の議論になりますので、本来であれば最低賃金の議論の中で話すべきではないと我々としては考えております。

しかしながら、現実的に社会保障制度の中で年収の壁は従来あまり意識されてこなかった訳です。それは、賃金が低いと当然103万円の壁に至るまでの時間に乖離がありますのであまり意識されてきませんでした。ここ数年103万円の壁、年収の壁が意識されてきたというのは、最低賃金が引き上がることによって、パート労働者を中心と

する非正規雇用の方々の賃金が上がり、逆に意識されてきたと考えております。公益委員サイドとしましては、それは社会保障制度の問題で制度を抜本的に改正していただくことで、年収の壁を意識しなくてもよくなればいいのではないかと考えております。そこで、政府に対する要望にもそのように記載をしております。したがって、年収の壁や働き控えを意識して発効日を12月1日にしたということではなく、あくまでも大幅な賃上げに対して資金繰りの準備期間が必要であるという、使用者側委員意見を十分勘案して12月1日とした形になります。

繰り返しになりますが、年収の壁と最低賃金はリンクはしていないということで、政府に最低賃金が引き上げることによる年収の壁問題が出てきたので、是正してほしいという要望を書き足しているということでございます。

○齋藤会長

ありがとうございます。それでは工藤委員どうぞ。

○工藤委員

御回答ありがとうございます。年収の壁は確かに制度の枠は別ということではありますが、発効日が12月1日ですと働き控えの課題はあるかと思えます。

そして金額については、求人倍率の状況から見て堅調とか好調という御説明でしたが、それにしても8.3%、79円の引上げの説明が分からないところがあります。端的には、これくらいの引上げをして、県内の企業、経済に悪影響を及ぼさないという根拠はどこにあるのか、最低賃金倒産もこれくらい引き上げても大丈夫なのか、求人倍率を見てどうしてそのような説明になるのか納得できないので、補足説明いただければありがたいです。

秋田県の引上げ額を意識したものではないとお話ありましたが、秋田県は80円もの引上げをした一方で発効日は3月31日で、これは最低賃金制度の趣旨からよくないと御判断だと思えますが、報道によりますと、秋田県は80円の引上げをした一方で、発効日を3月31日とした結果、10月1日発効と比べると40円相当の引上げの影響に留まるとされ、80円引上げはすごい額だと感じますが、実際のインパクトはそれほどでもないとなれば、企業経営者としてはそんなに負担ではないのかと思えます。

岩手県は秋田県を意識した訳ではないということですが、79円の引上げで12月1日発効というと、秋田県に比べて大きな影響が発生してしまうのではないかと、岩手県の経済に悪影響を及ぼさないという説明がないと、私は公益委員見解について納得することは難しいので、補足の御説明をいただければありがたいと思えます。

○齋藤会長

ありがとうございます。それでは、部会長お願いします。

○近藤委員

御回答の前提といたしまして、公益委員サイドは植村委員が述べられたように、最低賃金はあくまでもセーフティーネットとしての役割であること、社会保障制度であるということを根底に置いて公益委員見解を作成しております。

当然のことながら、これまで議論していただきました年収の壁の問題であるとか、

最低賃金倒産など経済に与える影響が生じることも十分承知しておりますが、繰り返しになりますが、あくまでも最低賃金はセーフティーネットの役割であることを踏まえた上で、瀬川委員がおっしゃられたように、政府が経済政策をするべきであるかと思えます。それには、当然経済政策の一環として財政出動等も必要かと思えますから、答申の中で、最低賃金を引き上げることによる経済対策など各種施策をしていただきたいという行政機関に対する要望は、労使双方の合意の下で取りまとめた形になっております。

したがって、賃金支払能力がある程度あるという判断の下において、セーフティーネットとして、特に物価上昇が厳しい昨今においては生計費をより重要視した金額になっているということです。また、3月発効はセーフティーネットとしての最低賃金の趣旨に則っていないということが我々の見解になります。

○齋藤会長

ありがとうございました。それでは工藤委員どうぞ。

○工藤委員

ありがとうございました。御回答をいただきましたが、質問の趣旨は、あくまでも金額とパーセントがこのようになるのかという御説明を、データなり計算でいただきたいということが一つです。

最低賃金を引き上げるには、経済実態を踏まえてこれくらい上げられます、支払能力がありますということだと思えますので、行政機関が経済対策を今後行うことを加味して引き上げるものではないと思えますが、そうなるとこの要望にある政府の対応が前提となってこの金額なのか確認しなければならない。

この金額の計算根拠、そして要望が前提なのか、この2点について、度々申し訳ないですが御回答をお願いします。

○齋藤会長

ありがとうございます。それでは、部会長をお願いします。

○近藤委員

2点目の方からお答えいたします。要望が前提となつての金額、発効日かということについては、それは逆になっております。79円引上げ、12月1日を発効日とする場合、経済的な影響であるとか、賃上げする事業所の影響が大きいので、経済対策を早急かつ確実に打つべきであるという趣旨の行政機関への要望になっておりますので、工藤委員がおっしゃられた前提ありきの金額、発効日ではないということですし、逆であってはならないと考えております。繰り返しになりますが、政府への要望があるので、この金額、発効日にしたのはないことが2点目の回答になります。

1点目の金額の回答ですが、公益委員見解を御確認いただきたいのですが、法定3要素である生計費と賃金と賃金支払能力、この3要素を加味した上で、Cランクである本県においては、A、Bとの地域間格差、地域間格差というのは全国に対する地域間格差に起点を置いて、地域間格差を是正することを総合的に勘案した形になっており、数字を基にこの金額を算出したということではなく、繰り返しになりますが、私が

話した要素を総合的に勘案したということです。これは、藤田委員が冒頭におっしゃられました中央最低賃金審議会も四則演算的ではなく、総合的に勘案した判断をしてほしいということに則っていると公益委員側として考えています。

○齋藤会長

ありがとうございました。それでは工藤委員どうぞ。

○工藤委員

これまでの回答を踏まえると、この金額で岩手県の企業経営、経済に悪影響を及ぼさないのかとの質問について、悪影響を及ぼさないよう政府に経済対策を要望することが前提に聞こえるのです。政府に対策を要望をするので、この金額にしますと聞こえますね。それはちょっとどうかと思いますし、総合的に勘案した金額というには普通理解できないのではないかと思います。どう計算するのですかと聞いて総合的に勘案してこの数字というのを「なるほど、そうなんですね」とは普通ならないので、とても残念というかどうにかならないかと思いますし、悪影響を及ぼさないか、どういう根拠かという質問に対して、経済対策の要望が前提になっているとしか聞こえませんので、その2点しっかりこないのが可能であればまた御回答をお願いします。

○齋藤会長

それでは、部会長お願いします。

○近藤委員

2点目の要望が前提かということについてまだ誤解があるかもしれませんので、今回の79円の引上げが岩手県の経済であるとか、年収の壁とか、労働者個人、あと事業所の方々に影響が及ぶであろうことは、十分認識した上での引上げ額です。

影響が及ぶであろうことを勘案した上で、行政機関に対する要望を労使双方でまとめた形ですので、当然のことながら、これだけの最低賃金の引上げになれば、労働者の皆さんの働きがいであるとか、事業所の方々の賃金支払原資の確保であるとか、岩手県経済に影響が及ぶであろうことは推測した上で、それを緩和するため経済対策、各種施策を行っていただくため行政機関へ要望した形になりますので、前提ではないことを御理解いただければと思います。これは、先ほどからの主張を繰り返させていただいた形になります。

金額につきましては、今回総合的に勘案したということになりますが、当然こういった案を作る時、一つのデータに基づいて金額を決めることはできないと思います。これは、経営者の方が事業計画を立てる際、私も元いた会社で中期計画の策定に関わったことがあります。ある数字を基に中期計画を立てることは決してできないと思います。例えば市場の状況であるとか、競合の状況であるとか、国の状況であるとか、地政学の問題であるとか、これらを総合的に判断した上で事業計画を立てることになるかと思います。したがって、それらと同じように、生計費、賃金、支払能力、そして地域格差是正を総合的に判断した形になっておりますので、どれか一つの数字、どれか一つのものを根拠としている訳ではないことは、企業が事業計画を作る時と同じで、総合的に判断したということをお聞きいただければと思います。

○齋藤会長

ありがとうございました。それでは工藤委員どうぞ。

○工藤委員

ありがとうございます。いずれ金額については1つの数字で決められないというのはそのとおりだと思いますが、一方で上限があるかと思います。さすがにこれくらいは難しいでしょうと、そういうことで賃金支払能力という要素が考慮されると思いますので、さすがにこの79円で12月1日からというのは、かなり経営者にとって厳しいのではないかと言葉を選んで質問していますが、要はここまで引上げる根拠がどこにあるのか分からないと先に進みにくいところがあります。

あともう一点ですが、国あるいは県に経済対策を要望するのは私も賛成で、ぜひ国、県には生産性向上の支援拡充、しっかり賃金が上げられる環境整備をしてもらいたいと思いますが、ただ本来は賃金が上げられる環境を作る支援があって、上げられる環境の中で最低賃金もしっかり上げていくのが本筋だと思いますが、最低賃金が本来の制度と離れている感じがして、政府が最低賃金の引上げを政策実現の手段に使っているかのように見え、そのことが最低賃金審議会がこのような状況にして、労使の歩み寄りも難しく、最終的に公益委員の皆さんに難しい御説明を迫ることになっているのではないかと思います。

そこで、要望はそのとおりでいいと思いますが、加えて最低賃金制度がセーフティネットという本来の制度としてしっかり運用できるようにしていただく、あるいは政府の政策が別のものであればそれに即した制度を設けるとか、そういったことも国に対する要望として御検討いただく必要があるのではないかと思います。

○齋藤会長

それでは、部会長から一言お願いします。

○近藤委員

2点御質問ある中の主に最初の部分ですかね、金額について改めて御回答申し上げたいと思います。

宗形委員もおっしゃられたように、本県の内実は地域内格差があることは専門部会の中で昨年度来から議論してきたことだと思っております。盛岡以南の内陸部の例えば1求人当たりの求人額、応募額、募集額などを見ると、全国平均をかなり上回っているものもある。そこを見てしまうと、もっと引き上げましょうという議論になってしまう。一方で、沿岸部を見ると、有効求人倍率ですら1.0倍を切っている状況で、最低賃金近傍で働く人の割合は、松川委員がおっしゃられたように40%を超える状況ですから、どこを見るかというところは本県の場合は非常に難しい訳です。

そういった沿岸部の厳しい状況、そして内陸部の最低賃金よりもはるかに高いパートタイム求人を出している状況を、総合的に勘案した上で賃金の支払能力があるというのが公益委員見解であると御理解いただければと思います。

それと2点目の経済対策などの政策手段として最低賃金制度が使われ、最低賃金審議会そのものの本質が損なわれているのではないかとということについては、会長から

御説明いただければと思います。

○齋藤会長

ありがとうございました。

工藤委員の御質問は、最低賃金制度に政府の経済政策が入り込んで、本来のあり方から遠ざかっているのではないかと、本来の制度の姿に戻すあるいは制度の改善を図るべきではないかという御質問かと思えます。

これにつきましては全国的課題で、各県とも非常に苦慮しているところもあると思っておりますが、中央最低賃金審議会での議論、そして法令にも関わってくるかと思えますので、然るべきところでしっかり議論を行うべきだと思いますし、御意見があったことを事務局から政府にしっかり伝えていただければと考えております。

○工藤委員

ありがとうございました。時間も長くなりましたが、いずれ1つ目、金額についてはあくまでも総合的判断ということで、データに基づく納得できる説明はなかなかお聞きできないところであります。

それから、可能であれば要望として2点、最低賃金が決まってからの支援というより決まる前に引き上げられるような経済対策を国、県にお願いしたい。後追いだ最低賃金倒産というものもありますので、そういったところの要望をお願いしたいということと、趣旨に沿った最低賃金の運用とか、政策に即した制度を設ける。これも地方最低賃金審議会として要望できないかと思えますので、この場で難しいか分かりませんがよろしくお願いしたいと思います。

○齋藤信之会長

ありがとうございました。それでは、部会長お願いします。

○近藤委員

会長がおっしゃられたように、経済対策としての要素が政府から出ているということ、それを工藤委員から最低賃金審議会の趣旨ではないということにつきましては、繰り返しお話しさせていただいているように、最低賃金は経済対策ではなくセーフティネットの一環であるという趣旨の下に議論、審議を重ねるべきで、政府が最低賃金を経済対策という動きをしている認識は我々もありますが、それはあってはならないという認識の下で審議を尽くしてきた。これは、本審議会もそうですし専門部会でも同じ思いで公益委員側は臨んだことは御理解いただきたいと思います。

経済対策を先にすべきであるのはもちろんそのとおりで、それについても昨年度も要望しておりますし、今年度も引き続き行政機関に対し要望していますから、要望していくことに変わりはないと思っております。

そういったセーフティネットの意味合いを強く考えた時、半年間も最低賃金の引上げが行われないのは到底容認できないと思えます。繰り返しますが、発効日が3月はあり得ないということで、我々公益委員はセーフティネットとして最低賃金は機能すべきで、経済対策として機能すべきではないことを非常に強く感じ、専門部会に臨んだことを労使双方の委員の皆様方には御理解いただきたいと思います。

○齋藤会長

ありがとうございました。3月はあり得ないという御意見は専門部会で使用者側からもございましたので、そういう御意見も踏まえた上で審議させていただいたことを付け加えさせていただきます。

かなり使用者側から御意見をいただきましたが、労働者側はいかがでしょうか。

○佐々木委員

私どものスタンスは先ほど来からお話ししているとおり、県全体を見て審議してきたので、公益委員見解以上のことはないかと思っています。

労働者側としては、今の物価上昇等も踏まえれば、本来であればもう一段引上げが必要と考えますが、私らも色々な会社を回って話を聞くと、最低賃金の大幅な引上げは困るというところもあれば、逆に大幅に引上げてもらわないと岩手は最低賃金が低いから単価を下げられてしまう。そうすると、経営には厳しいという意見もあったことはお伝えしておきたいと思いますので、それらを踏まえて、今回はこの引上げ額で納得せざるを得ないと判断したということです。

○齋藤会長

ありがとうございました。労使の御意見をいただきました。専門部会では、金額あるいは発効日、そして政府に対する要望を一体としてバランスが必要ではないかという議論も労使からあり、これらを総合して結果が出たということでございます。また、それぞれ労使の立場、金額が異なる中、これをまとめるためには総合的な結果という形にせざるを得ないところも御理解いただければと思います。

それでは、これをもちまして質問、意見等を終了し、採決に入りたいと思いますが、よろしいですか。

○藤田委員

採決に入るという前提でお話をさせていただきます。

今使用者側からかなりの時間を費やして、近藤部会長をはじめ皆様方からお答えを頂戴しありがとうございました。

しかしながら私ども使用者側は、今回の公益委員見解につきまして納得できるレベルではなくて理解できないレベルに達して、この状況で採決する前提だと思いますが、公益委員見解を見ますと、最低賃金法の法定3要素から逸脱した地域間格差の是正であるとか、何回も言いますが隣県との過度な引上げ競争を前提に数字を示しているとか考えられないということでございます。

ゆえに私どもは、この公益委員見解を基にした専門部会の意見を採決することであれば、最大限の強い反対の意思を持って退席させていただきたいと思います。

(使用者代表委員全員退席)

○齋藤会長

それでは、使用者側委員が退席ということになりましたので、一旦審議を止めさせていただきます、暫時休憩とさせていただきます。

(審議32分休憩)

○齋藤会長

議事を再開します。あらかじめお話しいたしますが、使用者側は退席で採決に加わらないことをお知らせいたします。

それでは、専門部会の審議結果をもって岩手県最低賃金の改正決定について御提案申し上げ、採決を行いたいと思います。また、専門部会で採択された行政機関への要望事項を盛り込み、答申することによってよろしいでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

なお、岩手労働局長への答申は例年の書式により行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案の1と2をそれぞれ採決させていただきたいと思います。

(議案1、議案2の順に挙手による採決が行われた。)

議案1

現行の岩手県最低賃金時間額952円を79円引上げ、1,031円とする(引上げ率8.30%)

採決

賛成8名(公益代表委員4名、労働者代表委員4名(欠席1名))、反対0により議案1が議決された。

議案2

岩手県最低賃金の発効日を令和7年12月1日とする。

採決

賛成8名(公益代表委員4名、労働者代表委員4名(欠席1名))、反対0により議案2が議決された。

○齋藤会長

それでは、審議結果等について御発言があればお願いしたいと思います。労働者側をお願いします。

○佐々木委員

今回の審議結果の受け止めに御報告したいと思います。残念ながら使用者側は退席となった訳ですが、労働者側としてまずお話ししておきたいのは、今の最低賃金近傍で働く方の生活を見た上では、私どもとすればまだ足りないと思っておりますが、最終的には総合的に公益委員側が判断したものですし、大幅な引上げに関して、発効日も考慮しなければならないという判断に至ったものですから、それらを私どもは受け入れこの採決結果になったと思っています。

労働者側とすれば今の日本経済の状況は、物価上昇が大きなウエイトを占め、家計に大きなマイナスを呈していますので、しっかりサポートできるのではないかとということがあります。

もう一つは、他県ということが話されておりましたが、私どもとしても岩手の経済状況等を総合的に判断すると、東北の中では中位、また山形に続く、肩を並べる状況にあるのではないかと考えています。また、Cランク内を見ますと、岩手県の経済はCランクでも下位を争うと言ったら失礼ですが、下位の位置ではないことが判断でき

と思っていますので、それらを含めまして、私どもは今回の公益委員見解を支持するに至ったということです。

○齋藤会長

ありがとうございました。それでは、議事を進めさせていただきますが、使用者側委員を呼んでいただければと思います。

(使用者代表委員全員復席)

○齋藤会長

それでは、議事を再開します。

採決については、ただいま終了したところでございます。事務局は答申文の準備をお願いします。なお、松川委員は所用により、この時間から欠席でございますのでお知らせします。

(答申文(案)が各委員に配布された。)

○齋藤会長

答申文案には、昨日の専門部会において労使合意の上で採択された行政機関への要望事項が盛り込まれておりますので、御確認をお願いします。御確認いただけましたら、これで進めさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

○齋藤会長

それでは、事務局は答申の準備をしてください。

岩手県最低賃金の改正決定について(答申)

齋藤会長が答申文を読み上げた後、白石局長に答申文が手交された(最低賃金法第12条(地域別最低賃金の改正等))。

(白石労働局長から、一言挨拶があった。)

○齋藤会長

それでは、今後の手続きなどについて事務局から説明をお願いします。

○事務局 賃金室長

ただいま答申をいただきましたので、本日付けで最低賃金法第12条に基づき、異議申出公示を行います。異議申出期間は、公示日の翌日から起算して15日間となっておりますので、9月12日(金)が異議申出の期限となります。

異議の申出がない場合は、審議会の意見をもって官報公示手続に入ります。異議の申出があった場合は、異議申出期限後の第5回審議会において審議し、答申いただくこととなります。

異議申出期限後の第5回審議会については、日程調整の結果、9月16日(火)に開催いたします。異議の申出が否決されれば12月1日に指定発効されますが、内容を変更する答申となった場合は再度15日間の異議申出期間を設けた公示を行いますので、発効日が変わる可能性もございます。

○齋藤会長

それでは、事務局から今後の審議日程の説明がありましたが、質問等はございます

か。よろしいですね。

○齋藤会長

それでは、これもちまして岩手県最低賃金の審議を終了いたします。同時に専門部会の任務も終了となります。専門部会委員の皆様大変お疲れさまでございました。

(3) 特定(産業別)最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問)

○齋藤会長

次の議題に入ります。議題の(3)「特定産業別最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問)」です。事務局から説明をお願いします。

○事務局 賃金室長

資料 1から5を御覧ください。岩手県では、現在6産業について特定(産業別)最低賃金を定めておりますが、7月31日までに5つの産業から特定(産業別)最低賃金の改正決定の申出書が提出されております。提出された5つの産業の申出書につきまして、内容、関係書類を審査しましたところ、申出要件を満たしておりましたので、これを受理し、改正決定の必要性の有無について岩手地方最低賃金審議会に諮問させていただきたいと思っております。

○事務局 室長補佐

それでは、申出書の申出要件等について説明させていただきます。

資料 1は、「鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業」の最低賃金改正決定を求める申出書で、労働協約ケースとなります。適用労働者1,440名に対して706名の協約労働者数であり、その割合は49%となっており、適用労働者のおおむね3分の1以上の協約率となっており、要件を満たしております。

資料 2は、「光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業」の最低賃金改正決定を求める申出書で、公正競争ケースとなります。適用労働者数2,079名に対して892名の合意があり、その割合は42.9%となっており、適用労働者のおおむね3分の1以上の合意となっております。

資料 3は、「電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」の最低賃金改正決定を求める申出書で、公正競争ケースとなります。適用労働者1万547名に対して4,379名の合意があり、その割合は42.5%となっており、適用労働者のおおむね3分の1以上の合意となっております。

資料 4は、「百貨店、総合スーパー」の最低賃金改正決定を求める申出書で、労働協約ケースとなります。適用労働者2,452名に対して1,920名の協約労働者数であり、その割合は78.3%となっており、適用労働者のおおむね3分の1以上の協約率となっております。

資料 5は、「自動車小売業」の最低賃金改正決定を求める申出書で、公正競争ケースとなります。適用労働者5,074名に対して1,776名の合意があり、その割合は35%となっており、適用労働者のおおむね3分の1以上の合意となっております。

これら申出書は、定量的要件を満たしているものと判断し受理いたしました。

○齋藤会長

ただいまの事務局の説明に質問等はございますか。よろしいでしょうか。

○事務局 賃金室長

資料の訂正についてお話しさせていただきます。審議会資料一覧に資料 4「自動車小売業」とあり、資料 5「百貨店、総合スーパー」とありますが、この番号は逆でございます。大変失礼いたしました。訂正させていただきます。

○齋藤会長

資料 4が「百貨店、総合スーパー」で、5が「自動車小売業」ということです。

それでは、申出のありました5産業について、改正決定の必要性の有無について諮問をお受けしたいと思えます。

特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）

白石局長から齋藤会長に、申出のあった5産業について、特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について諮問文が手交された（最低賃金法第21条（最低賃金に関する重要事項の調査審議））。

○齋藤会長

ただいま確かに諮問をお受けいたしました。

（４）特別小委員会の設置及び委員の推薦について

○齋藤会長

次の議題に入ります。議題（４）「特別小委員会の設置及び委員の推薦について」です。ただいま特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について諮問をお受けしましたので、必要性の有無を検討する特別小委員会を設置します。

特別小委員会について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 賃金室長

岩手地方最低賃金審議会運営規程で、特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無を検討する特別小委員会の設置が規定されております。特別小委員会は、審議会委員のみで構成し、人数は各側3人の合計9人とされており、辞令は交付しておりません。特別小委員会を9月2日（火）13時30分から盛岡第2合同庁舎3階共用会議室で開催したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○齋藤会長

ただいま事務局から特別小委員会の設置について説明がありました。

特別小委員会の委員は、従来から各側からの推薦に基づき、会長が指名させていただいておりますので、事務局に推薦する委員の報告をお願いしておきます。

（５）その他

○齋藤会長

それでは、次の議題（５）「その他」に入ります。事務局で何か用意している議題はありますか。

○事務局 賃金室長

2点ございます。

1点目は、審議日程についてです。資料 6「令和7年度岩手地方最低賃金審議会開催計画」を御覧ください。9月16日(火)の第5回審議会までの日程につきましては、前回の審議会で御承認いただいておりますが、産別合同専門部会以後の日程につきまして、日程変更の提案をさせていただきます。

9月30日(火)に予定しておりました産別合同専門部会でございますが、これを10月17日(金)13時30分から、10月31日(金)に予定しておりました第6回審議会は、11月17日(月)13時30分から、11月18日(火)に予定しておりました第7回審議会は、12月3日(水)に変更する提案をさせていただきます。

なお、産別専門部会の日程につきましては、10月20日(月)から11月14日(金)までの期間で、産別専門部会の委員が決まりましてから日程調整させていただきます。

また、令和8年3月19日(木)に計画しております第8回審議会ですが、こちらにつきましては、今のところ計画どおり開催させていただきたいと考えております。

○齋藤会長

ただいまの事務局の説明に対して何か御発言がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

○齋藤会長

それでは、事務局は続けてください。

○事務局 室長補佐

2点目は、第3回岩手地方最低賃金審議会以降に最低賃金に関する請願署名が提出されておりますので、御報告させていただきます。

資料 7を御覧ください。令和7年8月26日にいわて労連から岩手地方最低賃金を直ちに1,500円に引上げ、地域間格差の解消を求める1,197筆の請願署名の提出を受けております。要請項目について読み上げて御報告させていただきます。

【要請要旨読み上げ】

○齋藤会長

ありがとうございました。それでは、他に何かございますか。なければ次の議題に入らせていただきます。

2 その他

○齋藤会長

次第の2「その他」に入ります。皆様から何かございますでしょうか。

○瀬川委員

採決には参加しませんでした。国・県への要望については、それはそのとおりで実現を図っていただければと思いますが、要望事項に関しては、要望しっ放しではなく、その要望の実現に向けて、審議会なり労働局なりが最後までその行方を追求して実現に努力することが必要かと思っています。

それからこれも意見ですが、賃金支払能力に関してかなり議論があって、その賃金支払能力で認識の差といいますか、違いがはっきりあったと思っています。

前回の審議会でも議論があり、近藤委員と宗形委員からもお話がありましたが、いずれもっと支払能力に関してのデータなりエビデンスを集め、共通認識を持つということが不足していたのではないかと思います。

予算がないからといって、例えば信用調査会社のデータを揃えないとか、県内の中小企業・小規模事業者は約3万7,000社あります。その全てを網羅するというのはなかなか厳しいと思いますが、それでも私が聞いた限りでは、信用調査会社大手2社に聞くと、1万を超える中小企業のデータが集約され、その中から必要なデータを抽出して揃えることは、それほど難しいことではないのではと考えます。

議論が尽くされるための環境整備、資料整備が、今後の審議会においてしっかり実行されることをお願いしたいと思います。

○齋藤会長

ありがとうございました。今のは要望ということでよろしいですか。

○瀬川委員

意見です。

○齋藤会長

事務局何かありますか。

○事務局 賃金室長

御意見は承りましたので、可能な限り対応させていただきたいと思います。

○齋藤会長

それでは、佐々木委員どうぞ。

○佐々木委員

答申文についてですが、今私どもの手元にあるのが案でしかなくて、写しが配付されていないので、それをいただければと思います。

○齋藤会長

大事な御指摘をいただきました。それでは、ただいま写しが配付されておりますので、お受取りいただきたいと思います。その他何かございませんか。

(委員から「なし」の声)

特になければ、これで議事を終了し、進行を事務局にお返しいたします。